

○財務省告示第十三号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十六年十二月二十二日に発行した利付国債  
の発行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十七年一月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（十年）（第三百三  
十六回）  
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三  
十四号）第四条第一項及び財政  
の法律及びその  
運営に必要な財源の確保を図る  
ための公債の発行の特例に關す  
る法律（平成二十四年法律第百  
一号）第二条第一項並びに特別  
会計に關する法律（平成十九年  
法律第二十三号）第四十七条第  
一項及び第六十二条第一項  
社債、株式等の振替に關する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。  
価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）、価格競  
争入札と同時に行われる入札で  
あって、価格競争入札において  
定められた利率をその利率とし、  
価格競争入札において募集  
の決定を受けた各申込みの応募

三 振替法の適用等

四 発行方法

の決定を受けた各申込みの応募







の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非  
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 発 競  
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争  
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 、 入

銭 額  
面 金 額 百 円 に つ き 百 円 二 十 五

(一) 年 ○ ・ 五 パ ー セ ン ト  
は、募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者  
は、払 込 金 額 に 加 え、次 の 算  
式 に よ り 算 出 し た 金 額 を 第 二  
十 号 に 規 定 す る 期 日 に 払 込  
む も の と す る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.5}{100} \times \frac{2}{365}$$

(二) 発 行 時 に お い て、そ の 利 子 に

係 る 所 得 税 が 振 替 口 座 簿 収 入 の 額 に  
も の と し て は、記 録 さ れ る の  
座 に 記 載 は、前 記 さ れ る の  
に つ い て は、前 記 の 算 式 に  
よ り 算 出 し た 金 額 か ら 該 金  
額 に 百 分 の 二 ・ 十 三 五 乗  
じ た 金 額 ( た だ し、三 当 国 債  
を 発 行 時 に お いて、外 国 人 者  
が 非 居 住 者 又 は 外 国 人 者  
に 算 出 し た、又 は 前 記 (一) に  
よ り 算 出 し た、金 額 に (一) の 算  
式 を 用 いた 者 除 く) に 該 算 式

十四 初期利子

住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額（を控除することができる。

平成二十七年六月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期利子

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十六 償還金額

平成三十六年十二月二十日額面金額百円につき百円

十七 元利支

日本銀行 財務大臣から通知を受けた者

十八 払込期日

平成二十六年十二月二十二日